

○溶接に用いられる母材の種類を定める告示

(平成二十二年三月十九日)

(経済産業省告示第五十七号)

改正 平成二九年 三月二二日告示第四九号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六条第一項第六号イ、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十五条第一項第六号イ及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号イの規定に基づき、溶接に用いられる母材の種類を定める告示を次のように定める。

溶接に用いられる母材の種類を定める告示

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六条第一項第六号及び第七号イ、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十五条第一項第六号及び第七号イ並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号及び第七号イの告示で定める溶接に用いられる母材の種類を定める要件は、日本工業規格B 8285（2003）付表一に定める母材の区分P番号一又はAに定めるものとする。

附 則 （平成二九年三月二二日経済産業省告示第四九号）

この告示のうち、第一条の規定は公布の日から、第二条及び第三条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。